

# 千葉県西部防災センター管理規則

昭和六十年四月一日

規則第三十号

改正平成一〇年三月二七日規則第二〇号 平成二三年三月一八日規則第一六号  
平成二六年七月一一日規則第四六号

## 千葉県西部防災センター管理規則

題名改正〔平成一〇年規則二〇号・二六年四六号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県西部防災センター設置管理条例（昭和六十年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）第六条及び第七条の規定により、千葉県西部防災センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一〇年規則二〇号・二三年一六号・二六年四六号〕

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 定期休館日火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にかかる場合は、その翌日）
- 二 年始休館日一月一日から一月四日まで
- 三 年末休館日十二月二十八日から十二月三十一日まで
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が休館を必要と認めた日

2 前項の休館日であつても、知事が特に必要と認めた場合は、センターを開館することがある。

一部改正〔平成一〇年規則二〇号・二六年四六号〕

(利用者の遵守義務)

第四条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 三 危険物を持ち込まないこと。
- 四 物品のあつせん又は販売を行わないこと。
- 五 他の利用者の利用の妨げとなる行為をしないこと。

(利用の制限等)

第五条 知事は、センターの保全又は利用者の安全性の確保のため必要な範囲内においてその利用を禁止し、又は制限することができる。

2 知事は、利用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該利用者に対しセンターへの入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

(指定管理者の指定の告示)

第六条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成二三年規則一六号〕、一部改正〔平成二六年規則四六号〕

(指定管理者に管理を行わせる場合)

第七条 条例第四条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第二条第二項、第三条第一項第四号及び第二項並びに第五条の規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者が、前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項並びに第三条第一項第四号及び第二項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

追加〔平成二三年規則一六号〕、一部改正〔平成二六年規則四六号〕

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十年三月二十七日規則第二十号）

この規則は、平成十年六月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月十八日規則第十六号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年七月十一日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。